

(登録事業者の皆様へ)

令和3年9月30日

## 緊急事態措置の解除 及び 「秋の再拡大防止特別対策」について

<北海道商工会議所連合会>

北海道では緊急事態措置解除後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するため「秋の再拡大防止特別対策」を講じることとなりました。本キャンペーンは下記の対策（要請・協力依頼）に沿って運用いたします。

登録事業者におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

**Go To Eat お食事券の利用条件は、10月1日以降もしばらくの間は、現在の利用条件を継続します。（利用条件：登録店が行うテイクアウト・デリバリーのみ）**

※条件変更する場合は、改めてお知らせします。

## <秋の再拡大防止特別対策>

※「札幌市」と「札幌以外の全道域」では、要請・協力依頼の内容が異なりますのでご注意ください。

### 札幌市（重点地域）

期 間 **令和3年10月1日（金）～10月14日（木）まで**

※重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了し、全道域と同様の対策に移行する予定。（但し、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。）

※以下、本キャンペーン（飲食）に関する箇所のみ抜粋しています

対象施設 ①居酒屋を含む**飲食店・喫茶店等**（宅配・テイクアウトサービスを除く）  
②**キャバレー・カラオケボックス等**で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

◆**営業時間短縮の要請（営業時間 5時から20時まで）**

※北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店は、5時から21時まで

◆**酒類提供時間の制限（酒類提供 5時から19時30分まで）**

※北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店は、5時から20時まで

◆**同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内**

◆業種別ガイドラインを遵守する。

※業種別ガイドライン（内閣官房のホームページ）<https://corona.go.jp/prevention/>

◆感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。

※感染防止対策チェック項目 [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/\\_/checklist\\_v2.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf)

◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。

◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。

◆要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

10月1日～10月14日まで全期間（14日間）協力の場合

中小企業・個人事業者：1店舗あたり35万円～105万円

大企業：1店舗あたり最大280万円

◆支援金の詳細は、下記：札幌市ホームページをご確認ください。

（支援金について）[https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin\\_1001iko.html](https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin_1001iko.html)

（概要チラシ）<https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/documents/chirashi1001-1014syuseiban.pdf>

## 全道域（札幌市を除く）

期 間 令和3年10月1日（金）～10月31日（日）まで

※以下、本キャンペーン（飲食）に関する箇所のみ抜粋しています

◆業種別ガイドラインを遵守する。

※業種別ガイドライン（内閣官房のホームページ）<https://corona.go.jp/prevention/>

◆飲食店については、感染防止対策チェックリスト項目を遵守するとともに、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。（協力依頼）

※感染防止対策チェック項目 [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/\\_/checklist\\_v2.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf)

◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。

◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。

※緊急事態措置の期間中、飲食店等に要請されていた「営業時間の短縮」「酒類提供時間の制限」は解除されました。